

平成29年第3回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成29年6月9日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成29年6月13日 午前9時 平成29年6月13日 午前10時31分			議長 西原 好文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	淵 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 淵 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	7 番	吉 岡 隆 幸	8 番	土 淵 茂 勝	9 番	池 田 和 幸
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	町 民 課 長	相 島 千 代 治	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	坂 井 武 司	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	産 業 課 長	百 武 一 治	○
	総 務 課 長	田 中 盛 方	○	こ ども 教 育 課 長	平 川 智 敏	○
	建 設 課 長	谷 口 学	○	会 計 室 長	溝 口 進 洋	○
	福 祉 課 長	山 中 晴 巳	○	政 策 課 長	山 下 栄 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	三 溝 秀 行				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成29年6月13日

- 日程第1 議案第22号 江北町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第23号 江北町過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第3 議案第24号 江北クリーンセンター流量調整槽建設工事（土木）工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第25号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について
- 日程第5 議案第26号 平成29年度江北町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第27号 平成29年度江北町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第28号 平成29年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第29号 農業委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第30号 農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第31号 農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第32号 農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第33号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第34号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第35号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第36号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第37号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第38号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第39号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第40号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第41号 農業委員会委員の任命について
- 日程第21 報告第2号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第22 報告第3号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第23 報告第4号 平成29年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

の専決処分について

日程第24 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書について

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第3回江北町議会定例会会期5日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は総括審議、委員会付託となっておりますが、ただいま請願第1号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、請願第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。請願第1号を上程します。

職員をして議案を朗読させます。三溝局長。

○議会事務局長(三溝秀行)

(朗読省略)

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、請願第1号の趣旨説明を求めます。金丸祐樹君、御登壇願います。

○金丸祐樹議員

おはようございます。それでは、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書に対する趣旨説明を申し上げます。

請願者は、杵島郡江北町大字山口3406の1、陣内一之さんでございます。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級及び職員1人当たりの児童・生徒数が多くなって

おります。また、いじめ、不登校の課題など、学校を取り巻く状況は、複雑化、困難化しております。一人一人の子供たちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数の改善が不可欠です。

教育予算については、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は下位となっております。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、親の経済力の違いにより、教育格差の問題も生じております。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要であり、人材育成、創出から、雇用、就業の拡大につなげるための条件整備は不可欠であります。このような趣旨から、以下の請願項目により、意見書への採択をお願いいたします。

1つ目、子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2つ目、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、よろしくをお願いいたします。

○西原好文議長

以上で趣旨説明が終わりましたので、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

日程第1 議案第22号

○西原好文議長

日程第1．議案第22号 江北町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番土淵君。

○土淵茂勝議員

1ページですけれども、これまでの条例では、1カ月以内に助成金を支給するというのがありますけれども、それができない事情があるということで文章が改められております。

「速やかに内容を審査し、」というふうになっておりますけれども、具体的な事例としてこれまでどれぐらいあったのかというのと、この「1箇月」を外すことによって時間が延びてしまうんじゃないかという懸念があるんですけれども、これは、例えば2カ月以内にはできると、そういうふうになるのかどうか、あるいはそういう考えで「1箇月」を外しているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

それでは、土淵議員の御質問で、重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正についてですが、今までは、助成金につきましては、申請のあった日から一月以内に支給をするということ、
「申請があったときは、速やかに内容を審査し、」ということに今回、改正をお願いしております。この分につきましては、高額療養費等の関係があって、例えば、病院に受診をされた場合に、高額医療に該当をする場合は、普通は限度額認定書というのを、国保だったら国保の窓口のほうに来ていただいて限度額認定書を提出して病院受診をしていただくわけですが、限度額認定書の交付を受けずにそのまま病院受診をされて高額になった場合は、後で高額の分は払い戻しということになるわけです。ですので、実際、申請に来られて重度の方が病院で医療費を払って高額療養費に該当をした場合は、高額の計算が国保連合会を通してになりますので、2カ月ぐらいかかります。ですので、一月ではどうしても困難な事例というのが高額関係で出てくるということでもあります。ですので、これを3カ月も4カ月も後に交付するのじゃなくて、高額の額が決定したときにはすぐに支払いが2カ月ではできるということで御理解していただきたいと思います。

それから、その件数がどのくらいあっているのかということですが、それは月に1件あったり、2件あったり、その月によって件数はばらばらであります。

以上です。

○西原好文議長

土淵議員、よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。5番坂井君。

○坂井正隆議員

この重度心身障害者の医療費については、現在は今、償還払いですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

そしたら、坂井議員の御質問ですが、重度心身医療については、一度病院のほうに立てかえて支払いをしていただいて、その領収書を持って福祉課のほうに申請に来られたら、そ

の該当者については、負担金というか、自己負担は500円で済みますので、申請に来られたら500円を除いた分をお返しするということになっております。

以上です。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

500円を除いた分を後で返すというふうなことですけど、これは償還払いじゃなくて直接返ってくるというふうなことです。立てかえじゃありませんけど、役場のほうで直接、医療関係のほうに支払いをするというふうな方法はできないんですかね。償還払いの場合は、例えば、1カ月待って本人さんに支払いをするということでしょう。確定をしているのであれば、直接、医療関係に町から、そういう制度も医療費の中にはされていると思いますので、その方向では検討はできないのか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

坂井議員の御質問ですけど、今現在、重度心身医療の助成制度については償還払い制度ということになっております。ほかの、子供の医療費とか乳幼児の医療費については、子供の医療費については、小学生以上については、ことしの4月から現物給付化ということになりました。一応、県内、全国的に、この重度心身医療制度についてはまだ償還払い制度で実施をしております。今のところ県のほうから、重度心身医療とひとり親関係の医療費についても現物給付化ができないかということで今検討をしている段階でありまして、今の段階では、まだ償還払いということで制度がなっておりますので、その制度でうちのほうも実施をしているところであります。

以上です。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

私も手をつなぐ育成会の会長をしておりますが、重度の障害者ということになればなるほど、この現物支給で検討をお願いしたいと。やっぱり一番困っているのは障害者かなと思

ます。そういう目で見れば、現物支給で検討をぜひ、よそがやっていないからということじゃなくて、町だけでも考えられないかというふうなことで検討をお願いしたいところがございます。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私からも補足をいたしたいと思います。

先ほど福祉課長申し上げましたとおり、この4月からやっと就学児についても現物給付化ができるようになったわけでありまして、それはやはり、少なくとも佐賀県下の全市町が一緒にやらないとなかなか手続そのものが難しいということで、これまで関係市町で調整をし、県に入らせていただいた結果として、今回、現物給付化ということに相なったわけでありまして。現在、先ほど福祉課長が申し上げましたように、そういう検討がなされておることでありまして、もし県内でそういう機運が醸成されれば、ぜひ江北町としては積極的に賛成をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

わかりましたけれども、ぜひ障害者のために町長がよく使われます公助というふうな観点から、ぜひ現物給付の検討をしていただきたいと思います。町長の場合は、公助が一番最後に来て、自助、共助、その次に公助と、何か断りの言葉みたいに聞こえるときもあります。この自助、共助、公助というのは冷たい言葉だなと、こう感じるときもございますので、ぜひ障害者のこの件に関しては、県内でもリーダーシップをとって検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第2 議案第23号

○西原好文議長

日程第2. 議案第23号 江北町過疎地域自立促進計画の変更を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番土淵君。

○土淵茂勝議員

今回、過疎地域自立促進計画の変更ということで出された中身について2点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

1つは、ページは4ページ、5ページのところになりますけど、4ページの佐賀西部広域水道事業の統合の問題ですけれども、これはこれまでも詳しい資料で説明もされております。お聞きしたいのは、どういう事情をこの統合ということで今考えられているのか、そのことをお聞きしたいと思います。

それと、これについての関連ということなんですけれども、これまで説明された中で、統合することによって、いわゆる水道料金の町民の負担が減ることになるのかどうかということをこれまでも聞いておりますけれども、そのあたりはまだはっきりしていないみたいですので、そのあたりはどういうふうになっているのか。いわゆる引き下げにつながるのかどうかというのと、もう一つ私が懸念しているのは、統合をするということの背景というよりも、それと行う上に、いわゆる自己水源を放棄すると。放棄するという言い方はおかしいけれども、自己水源に頼っているところはもうそれをやめてもらうと、こういうふうになっているというふうに思います。自己水源という点でいきますと、小城市とか多久市とか嬉野市ですね、それから武雄市もと思いますけれども、いわゆる水が足らなくなったときの場合、そうした自己水源は持っていたほうが安心・安全に水を供給できるんじゃないかというふうに私は思っているものですから、そのあたり経営統合の中で今2点言いましたけど、どういう論議がされているのか、お聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

土渕議員の質問にお答えしますが、これは過疎計画でありまして、これに載っているからどうするというのではなくて、過疎の計画の中に使えるものがあつたら使うとか、事業が過疎で対応がないやつでも補助事業等で補助金のかさ上げ等がある場合には事業にのせておくというようなことで上げているところでございまして、事業については今からでございまして、統合の計画については言われましたけれども、ちょっと過疎計画のところこういうふうな質問をされるとどうかなと思うんですけれども、実際、負担は減るというようなことで統合するというところでございます。そういうような中で、統合の話がもう少し進んでいくときにどのようになるというようなことは説明をしたいと思っておりますけれども、今、土渕議員が言われたことについて、ここでどうこうということではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

それは、これについては詳しい資料も出されているし、討議もしているんです。その上に立って残っている課題として聞いたんですけど。それは今の副町長の答弁でいいと思っております。

もう一つ私がお聞きしたいのは、5ページの保育園の民営化事業、これは今、幼児教育センターの民営化というふうに町長はこの間の説明で言われました。これについては、町長がそういう思いというんでしょうか、やりたいということを思っておられるということはたびたび言われております。ただ、これは議会ではほとんど正面から論議されていないと。だから、私はこれは新規事業という形で追加することにはふさわしくないんじゃないかと。もう少しこれは——全く議論していないから、それを先立ってこういう形で出されるというのは私はちょっと納得できないと、また、そうすべきじゃないと。少し問題は私は大きいと思うんですよね。だから、これは外してほしいというふうに思いますけれども、町長の思いをひとつお聞きしたいと思っております。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回の過疎計画の見直しについては、先ほど副町長がお答えをしたとおりでありまして、昨日の一般質問のやりとりの中でもありましたとおり、ひとまず現行法が32年度までの法期限ということの中で、有効な財源として活用する必要があるものですから、これから実施の可能性のあるものについては極力盛り込むという観点で今回盛り込ませていただいたものでありまして、当然、個別の事業について具体的な実施をするということであれば、これまでも私はそうしておるつもりであります。きちんと逐次、議会の皆様、または町民の皆様にも御報告をして、情報共有をさせていただいた上で事業を進める必要があると思っておりますので、ここに書いているから即実施ということではないと。ただ、可能性のあるものから、今回書かせていただいているということでもあります。

先ほど5ページとおっしゃったのは、議案資料、新旧対照表の5ページということでおっしゃったんだと思いますが、その前のページ、4ページのほうに、当該事業に係るその説明文、本文がございます。4ページの下のほうであります。「高齢者等の保健及びその他福祉の向上及び増進」と。その中の「現況と課題」、「児童福祉」ということの中に今回新たに本文を追加させていただいております。「学校教育・保育の総合的な提供に努めていく」の後になりますが、「とともに、多様なニーズに対応していくため、保育園の民営化、小規模保育所開設」、これは4月に実施をしたところですが、「及び老朽化した私立保育園の新築、増築及び改築等の補助等について検討していく」というふうに書いてございます。ですので、検討した結果、事業を行いたいということであれば、事業は情報共有をしながら進めていくということでもありますので、事業の実施の可能性のあるものについて記載をしているというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

私が今、西部広域水道との絡みでちょっとお話したんですけれども、先ほども言いましたけど、西部広域水道については、ある程度の事業内容が詳細に報告もあっていると。しかし、保育園事業という形で書いてあるなら問題ないと思うんですけれども、民営化というのはまた本質的に違いますから、そういう意味で、これは全く論議もされていないというのを

やっぱり上げるべきじゃないと。仮に上げるとしたら保育園事業という形で上げればいいんじゃないかというふうに思います。もう可能性という形で、既に町長の公約はされていないというふうに思いますけど、そこのところを少し、ほかのことと違って、例えば、小規模保育所開設、これはこの間実現したばかりですし、私立保育園改築事業補助、これは恐らく永林寺保育園のことじゃなかろうかというふうにある程度想像がつくわけですたいね。それにはもう異論がないと。しかし、民営化という問題は、やっぱりここは入れるべきじゃないと改めて私の気持ちをお伝えしたいと思います。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

おはようございます。1点だけ質問したいと思います。

一般質問でも私、この過疎法に関しては出していたんですけれども、1つだけ聞いていなかったものがありましたので、お聞きしたいと思いますけど、議案資料の中の28ページ、「教育の振興」の中に、下から4行目ぐらいの上のほうに「小中一貫校を視野に入れながら」ということの文言があります。ここで過疎のほうの目的ですので、いろいろなことを媒体して書いてあると思いますけれども、そこで私も小中一貫校に関しては幾度となく教育長のほうに質問させていただきましたので、現時点で新しい教育長になられていますので、ぜひ教育長の意見をちょっとお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

池田議員の質問にお答えしたいと思います。

小学校の校舎が築30年以上になってきたということで、去年も小学校の改築、新築をどうするかという話があったというふうに伺っています。今年度中に小学校をどうするかという方向性を出していきたいというふうに思っています、その中で、小中一貫がいいのか、別々がいいのかというところをしっかりと研究しながら方向性を決めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第23号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第24号

○西原好文議長

日程第3. 議案第24号 江北クリーンセンター流量調整槽建設工事(土木)工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

1点だけお願いしたいと思います。

今回、入札者の名簿が載っていないわけですが、何社入札があったのか、それをお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。坂井環境課長。

○環境課長(坂井武司)

入札の参加業者数ですけど、6業者でございました。(「はい、了解です」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第24号 江北クリーンセンター流量調整槽建設工事(土木) 工事請負契約の締結については原案どおり可決と決しました。

日程第4 議案第25号

○西原好文議長

日程第4. 議案第25号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第25号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議については原案どおり可決と決しました。

日程第5 議案第26号

○西原好文議長

日程第5. 議案第26号 平成29年度江北町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

私は余り道路のことを言いたくないんですけどね、言いたくないんですが、あえて言わせ

ていただきたいと思います。

予算書の事項別明細23ページです。23ページの道路橋梁費ですね。3番、(仮称)町道駅南地区東西線道路改築事業というのが上がっております。この説明が9ページのほうになされております。9ページの図面が、右下のほうに標準断面図と書いてあります。よろしいですか、事業説明の10ページになります。

余り道路のことはいろいろと言いたくないんですが、ちょっと気になることがありまして、この標準断面を見ると、車道幅員が4メートル、路肩が500とってあります。全幅といえますか、道路として使えるのは5メートルということです。歩道が3.5メートルあります。

この車道の幅員なんですけど、現在、羽佐間水路南側の道路の幅員と全く同じであるわけですね。羽佐間水路南側の道路の現状を見ておると、非常に窮屈であるわけですね。5メートルになったいきさつは過去いろいろあったと思います。このときは地権者のほうから、バイパスが通っておるのになぜ道を広くせにゃいかんかと、乗用車が通ればいいんじゃないかというふうなことでの議論があって幅員決定されたものと思います。その中で、商業地でありますので、コンテナ車が入るわけですね。大型コンテナ車はもう当然入れないですけど、中型コンテナ車は、下り車線はこの道をよく通っておるわけです。非常に道路上でトラブルがあっております。この5メートルの幅員というのは、同じ幅員を水路北側の道路にも提供するとなれば、道路北側、仮に商売をする方が張りついたとすれば、この道路幅員では非常に不便を来すと思うんですよね。やはりまちづくりは道づくりだと私は思っております。道をつくって——見解の相違でいいですけどね。

1つの例として、今日、江北町が人口が減っていないというのは、駅南地区の住宅開発によるものだと思います。その道路を当時は周囲が田んぼばかりであったために4メートル農道であったんですけど、それを7.5メートルでいいんじゃないかというふうな議論で用地買収をされました。当時、私も現役でやったわけですけど、それでは禍根を残すということで、道路を一旦決定して道路を整備すれば、あと、家が張りついたときにどうもできないということから、やはり両側歩道の15メートル道路が必要だということで盛んに議論をして、そういう結果になったんですね。その結果が今の駅南の姿があると私は思います。これを7.5メートルにしておれば今の姿はなかったと思いますね。だから、道路幅員決定というのは非常にまちづくりにおいて重要だと私は思います。

ということからすれば、道路をつくることによって水路北側の農地が、宅地化が急速に進

むというのは間違いないと思います。そういう中で、この道路が自動車の離合もぎりぎり、商売する方がもしおられれば、コンテナ車が入れない、もうトラブルが起きるのは間違いないと思います。この幅員について一考をしていただければと思うわけです。テストを出して設計すれば、もうほぼ決まったものと同じでありますので、今の段階で幅員について、もうちょっと車道の広さを考慮していただきたいと思いますが、その辺のところの答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

井上議員の御質問にお答えいたします。

当該地区路線ですけれども、準都市計画区域内でございまして、一応、住宅ゾーンということで位置づけをしております。この羽佐間水路線、羽佐間水路から上の線路までの分で、将来的に区画割りをして住宅がどのくらい張りつくかということで計画をすることで、今の標準的な区画からすれば、114戸ぐらい建つということで、114戸、1軒に2台車を所有されるということを考慮しまして、また、2台と、あと往復出入りの分の掛け2ということで、114掛け2台の2往復で、日456台という計算になります。また、この地区につきまして、34号線や上分～羽佐間水路線のように、商業店舗等が張りつくことは考えにくいのではないかと思っておりますので、ここの地区をちょっと第4種道路として位置づけております。

また、この路線につきましては、現在、通学路でございまして、通勤、通学をされているわけですが、歩行者、自転車等で必要な幅員ということで、地方道ということで3.5メートルを計画させていただいております。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

準都市計画の区域内というのは私も存じております。ただ、ここが準都市計画で、ここは住宅地となるとは言えないんじゃないかと思っております。これは地権者の意向だと思うんですね。これを住宅地というふうにしてすれば、準都市計画じゃなくて、都市計画区域を定め、用途地域を決めて住宅区域といった形であれば別です。ただ、準都市計画というのは、都市計画

法の規制が、都市計画法、あと建築基準法の規制がかかるということであって、土地の用途については制限はないわけです。あとは地権者の意向であります。地権者が何かここで商売をやりたいといったときに、いや、ここは住宅地だからできませんよとは言えないんじゃないかと思います。その辺は頭を柔軟に考えていただいて、もし商業、店舗が来ればどうなるかということを考えていただきたいと思います。で、店舗が来てどうしてもこの幅員では問題が起きるとするのは、私は目に見えておると思います。もう二の舞じゃないかということでもあります。水路南側は、たまたまバイパスがあるから出入りはできますけど、水路北側を宅地化するための道路拡幅となれば、この幅員では非常に後で将来、禍根を残すんじゃないかと。今のうち、道路幅員について考え直すべきじゃないかということで切に要望をしますが、この幅員を変えることはできないんですかね、幅員計画を変えることはできないんですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

自歩道ということで3.5メートルを計画しております。今、道路構造令がちょっと見直しがかかっているということで、自転車と歩行者で事故が多発しているということで、自転車を車道のほうに出すと、歩道だけにしてしまうというふうな計画も今検討をされているということで、それが決定すれば、この8.5メートルの中で歩道を1メートル狭くして車道を1メートルとると。それでも2車線はとれませんけれども、その辺の融通はきくのではないかと考えております。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

あくまでもこの幅員にこだわっておられるようですが、歩道を狭くして自転車道を歩道に回すという方法もあるということですが、それにしても危険は解消できないと思うんですよ。自転車が通って離合すれば、また危ないんじゃないかと思います。その辺をやっぱり地域の方の安全性、あるいはこの道路を利用する人の安全性、利便性を考えれば、この幅員は、もう何回も言いますが、将来に禍根を残すというのは私は間違いないんじゃないかと。この幅員を変えることはできないんですかね。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私のほうからお答えをいたしたいと思います。

先ほど井上議員から、道路のことは言いたくないけどということでありました。みずから職務の御経験がおありになるからだと思いますが、逆に、だからこそ、こうして、その御経験に基づいて御質問はぜひしていただきたいというふうに思いますし、現職、当時のお仕事ぶりであるとか、その思いというものは受けとめましたし、現在、同じように後輩として従事しておる建設課の職員も、当時の井上議員と同じような思いであるとか、綿密な検討をしているということはぜひ御理解をいただきたいと思います。

この幅員についても、私も入りまして大分議論を実はいたしました。といいますのが、現在、江北町内の準都市計画区域内を見ますと、大分、宅地開発も進んでまいっております、なかなか余地が今少なくなってきていると。そういう中で、本来なら駅に至近の区域でもありますから、もっと、それこそ早期に開発されてしかるべきだったと思いますが、いかんせん、そういう道路という公共施設が整備をされていなかったばかりに、これまで、逆に言うと開発ができていなかったんじゃないかということを思いまして、私といたしましては、就任をしてから、良好な市街地の整備を含めて江北町の発展に寄与するものとして、今回、道路の計画をさせていただいているところであります。

そうした中で、ここの道路の幅員をどうするかということについては、当初は、例えば両側歩道をやはりつくるべきじゃないのかとか、もっとやっぱり車道の幅員を広げるべきじゃないのかとかいうような議論もいたしましたし、御指摘のとおり、準都市計画区域でありますから用途も指定をしておりますので、どういう建物が建つかというのは、もちろん地権者、言ってみれば民間の皆さんによるころではあると思いますが、今回、一定車道を4メートルにしているというのは、言ってみれば、町のメッセージを含んでいるものというふうに御理解をいただきたいなというふうに思います。といいますのが、34号バイパスが、信号が非常に多いものですから、今でも県道多久～江北線のほうはあえて迂回して通行をされているような車があったりとか、34号がどうしても信号で停車をするもんだから、逆にその迂回路みたいな使われ方はやはりされたくないなというような気持ちもありまして、一定、できれば宅地の整備がされたらいいんじゃないかと、そういうことを誘導するような意味も

ありまして、一定の車道の幅員を今回設定したところであります。

先ほど議員から、このままいくと、禍根を残すのは間違いないとまでおっしゃいましたけれども、私どもとしては当然禍根を残さないような、しかも、我々の町としての一定の考え方を含めた上で今回設定をしておるところであります。

ただ、さはさりながら、みずから御経験がおありの中での今回の御指摘だというふうを受けとめましたので、今回、測量調査設計ということで業務をする中で、幅員の計画については再検証はさせていただきたいというふうに思っておりますし、結果についてはまた御報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

現在の羽佐間水路南側の道路については、非常に不便を来しているというのは、地域住民、あるいはこの商業関係者からも出ております。この北側の道路はその緩和策でもあるかもわかりません。この幅員については、この道路を広うなさんばいかんのというのは、もう皆さんが思っておられます。幅員決定については再度検討をしていただいて、そして、私はこの道路は必要だと思えます。

そういう中で、もう一点、この道路、水路を挟む道路が、広い道ができたときに、南北に渡る橋が非常に狭いんですよね。農地時代の土地改良でつくった橋梁でありますので、簡易な鉄骨造であります。非常に老朽化もしております。橋梁調査の中でも入っておったか入っていないかわからないんですが、農道とつなぐということで入っていなかったかもわかりません。ここには、やはり両側道路が広ければ、そこを横断する道路として、一つの案として、ベスト電器と積文館の間に道路があります。あれを突っ切る道路として横断する橋梁、あるいはボックスをつけると、もっと便利がよくなるんじゃないかと思えます。その辺もあわせて御一考願いたいと思えます。意見があれば言ってください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

今の井上議員の御質問の中で提案ということで、積文館とベスト電器の間のところを突っ

切ったらどうかということで案をいただきましたので、そのほうの検討をするようにうちのほうは入れてはありました。今、佐留志と山口の境に石碑があります。ちょうどそのところだと思いますけれども、その分をつなぐような形で計画をしております。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

しっかり計画をしていただきたいと思います。

今、土地改良でつくった鉄骨の簡易な橋がありますね。あの辺も改良をどうするかもあわせて検討をしていただきたいと思います。しっかり検討されることを期待しております。

私の質問は以上です。

○西原好文議長

9番池田君。

○池田和幸議員

ちょっと今の件で確かめたいんですけれども、大体あの道は歩行者の安全という形をメインにかと私はこれを見て思っていたんですよ。井上議員が拡張のことばかり言われますけれども、あそこは私も前、交通安全の道路で質問をしたことがあります。非常に危ないんで、朝夕の一方通行とかは考えられないでしょうかという質問をしていました。ということは、その結果としては、地元の方のふぐあいがあって、アパート、マンションというか、あの辺もありますので、その辺はできないという回答を得ています。そういう面で、今回拡張されるということで、まず自転車、歩道を重点的に私はされるもんかなと思っていましたので、逆にあそこを、車道を拡張すると、もっと車が、今、井上議員と反対になるんですけど、行きやすくなると思います。ただ、余計事故も多いと思います。ましてや、今、現に羽佐間の南側ですね、危ないと言われますけれども、当然、もともと私はあの道は狭かったしか知らないんですけど、そういう中で、そのためにつくるということを、その辺の目的を私ははっきりさせないと、何か執行部が出されたこの事業の目的が、何かこう、どういうふうな目的でつくられたのか、その辺をもうちょっとお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

やっぱりいろんな議論があつていいなと思ひました。

両方です。もちろん我々はやはり良好な市街地開発をするためには、先ほど井上議員のお言葉をかりれば、まちづくりは道づくりだということであつたと思ひますが、道づくりはまちづくりだというふうに思ひます。そういうことで、やはり我々行政としての役割として、やはりそういう開発を誘導するという役割があるのであろうというふうに思ひましたもんで、すから、今回この道路の拡幅をしたいというふうに思つたわけでありすが、御指摘のとおり、あの狭さで今ここは通学路になつてゐるんですよ。ですから、今回、拡幅に当たつては、当然、通学者、通学生を初め歩行者のやっぱり安全確保というのもあわせてやるべきだというふうに思つておゐます。ですので、どちらかという意味でいきますと、どちらもとというふうに御理解いただければと思ひます。

以上でございます。

○西原好文議長

よろしいですか。ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よつて、議案第26号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第27号

○西原好文議長

日程第6. 議案第27号 平成29年度江北町水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第27号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第28号

○西原好文議長

日程第7. 議案第28号 平成29年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第28号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第29号

○西原好文議長

日程第8. 議案第29号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第29号 農業委員会委員の任命については同意するこ

とに決しました。

日程第9 議案第30号

○西原好文議長

日程第9. 議案第30号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第30号 農業委員会委員の任命については同意することに決しました。

日程第10 議案第31号

○西原好文議長

日程第10. 議案第31号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第31号 農業委員会委員の任命については同意することに決しました。

日程第11 議案第32号

○西原好文議長

日程第11. 議案第32号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第32号 農業委員会委員の任命については同意することに決しました。

日程第12 議案第33号

○西原好文議長

日程第12. 議案第33号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第33号 農業委員会委員の任命については同意することに決しました。

日程第13 議案第34号

○西原好文議長

日程第13. 議案第34号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第34号 農業委員会委員の任命については同意することに決しました。

日程第14 議案第35号

○西原好文議長

日程第14. 議案第35号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第35号 農業委員会委員の任命については同意することに決しました。

日程第15 議案第36号

○西原好文議長

日程第15. 議案第36号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第36号 農業委員会委員の任命については同意することに決しました。

日程第16 議案第37号

○西原好文議長

日程第16. 議案第37号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第37号 農業委員会委員の任命については同意することに決しました。

日程第17 議案第38号

○西原好文議長

日程第17. 議案第38号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第38号 農業委員会委員の任命については同意することに決しました。

日程第18 議案第39号

○西原好文議長

日程第18. 議案第39号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第39号 農業委員会委員の任命については同意することに決しました。

日程第19 議案第40号

○西原好文議長

日程第19. 議案第40号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第40号 農業委員会委員の任命については同意することに決しました。

日程第20 議案第41号

○西原好文議長

日程第20. 議案第41号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第41号 農業委員会委員の任命については同意することに決しました。

日程第21 報告第2号

○西原好文議長

日程第21. 報告第2号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、報告第2号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第22 報告第3号

○西原好文議長

日程第22. 報告第3号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立多数であります。よって、報告第3号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第23 報告第4号

○西原好文議長

日程第23. 報告第4号 平成29年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、報告第4号 平成29年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第24 請願第1号

○西原好文議長

日程第24. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる

ための、2018年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書についてを議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第86条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。請願第1号につきましては委員会の付託を省略することに決しました。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書については採択することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。再開10時15分。

午前10時2分 休憩

午前10時30分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。三溝局長。

○議会事務局長（三溝秀行）

それでは、今定例会、各常任委員会付託議件の案について報告いたします。

平成29年6月議会定例会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第22号 議案第23号

議案第26号 歳入全部と歳出のうち 款2 総務費 款3 民生費 款4 衛生費の項1
保健衛生費のうち目1 保健衛生総務費 款10 教育費

○産業常任委員会付託分

議案第26号 歳出のうち 款4 衛生費の項1 保健衛生費のうち目3 環境衛生費 款6 農
林水産業費 款7 商工費 款8 土木費

議案第27号 議案第28号

以上です。

○西原好文議長

以上のとおり各委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午前10時31分 散会